水質汚濁防止法に基づく排水基準

(1) 排水基準を定める省令 (昭和 46.6.21 総理府令 35)

ア 有害物質

表1 (別表第1 (第1条関係))

有害物質の種類	許容限度		有害物質の種類	許容限度		
カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L	シス-1 ,2 -ジクロロエチレン	0.4		mg/L
シアン化合物	1	mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3		mg/L
有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン,メチルジメトン及 びEPNに限る)	1	mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	5	mg/L
			1,3-ジクロロプロペン	0.02	2	mg/L
			チウラム	0.06	5	mg/L
鉛及びその化合物	0.1	mg/L	シマシ ゛ン	0.03	3	mg/L
六価加小化合物	0.5	mg/L	チオヘ゛ンカルフ゛	0.2		mg/L
砒素及びその化合物	0.1	mg/L	ベ ンゼン	0.1		mg/L
水銀及びアルキル水銀その			セレン及びその化合物	0.1		mg/L
他の水銀化合物(総水 銀)	0.005	mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外	10	mg/L
アルキル水銀	検出された	いこと		海 域	230	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外	8	mg/L
トリクロロエチレン	0.3	mg/L		海 域	15	mg/L
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物,亜 硝酸化合物及び硝酸化			
シ゛クロロメタン	0.2	mg/L		100 [*]		mg/L
四塩化炭素	0.02	mg/L	合物			
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L	1,4-ジオキサン	0.5		mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L				

- ※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合量
- 備考 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の 汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 注 カドミウムについて次の4業種については、以下の暫定基準を設定する。
 - 1) 金属鉱業 0.08 mg/L (平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで)
 - 2) 非鉄金属第1次製錬・製造業(亜鉛に係るもの) 0.09 mg/L (平成26年12月1日から平成29年11月30日まで)
 - 3) 非鉄金属第 2 次製錬・製造業(亜鉛に係るもの) 0.09 mg/L (平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで)
 - 4)溶融めっき業 0.1 mg/L (平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで)

イ 生活環境の保全に関する項目

表 2 (別表第 2 (第 1 条関係))

排水基準項目	許容限度	排水基準項目	許容限度	
	海域以外の公共用水域	銅含有量	3 mg/L	
p H(水素イオン濃度)	に排出されるもの 5.8~8.6 海域に排出されるもの 5.0~9.0	亜鉛含有量	2 mg/L	
BOD(生物化学的酸素 要求量)	160(日間平均120) mg/L	溶解性鉄含有量	10 mg/L	
COD(化学的酸素要求 量)	160(日間平均120) mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
SS(浮遊物質量)	200(日間平均150) mg/L	加公含有量	2 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 5 mg/L	大腸菌群数	日間平均3,000個 /cm ³	
	動植物油脂類 30	窒素含有量	120(日間平均	
	mg/L	 	60)mg/L	
フェノール類含有量	5 mg/L	燐含有量 	16(日間平均 8)mg/L	

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 2 水素付か濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 3 水素イイン濃度,銅含有量,亜鉛含有量,溶解性鉄含有量,溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の排水 基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政 令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、 当分の間、適用しない。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下、同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。